

省エネルギー設備等導入支援事業

令和5年度高齢者施設の原油価格・物価高騰等緊急対策投資促進事業補助金

◇原油価格・物価高騰等に直面する高齢者施設の運営費を抑制するため、省エネルギー設備等の導入費用を補助します。

1. 事業概要

申請受付期間

【郵送のみ】令和6年3月25日（月）～**5月31日（金）** [必着・厳守]

対象事業等

省エネルギー設備等導入支援事業	
対 象 者	県内の広域型入所・通所施設（いずれも仙台市を除く）※詳細は次項に記載
対 象 事 業	省エネルギー設備等の導入に要する委託料、工事費、備品購入費 等
想 定	高効率空調機器、高効率給湯器、高効率照明器具、太陽光発電（蓄電池併用含む） 等
補 助 率	3 / 4 以内
補 助 額	1事業所あたり100千円～10,000千円

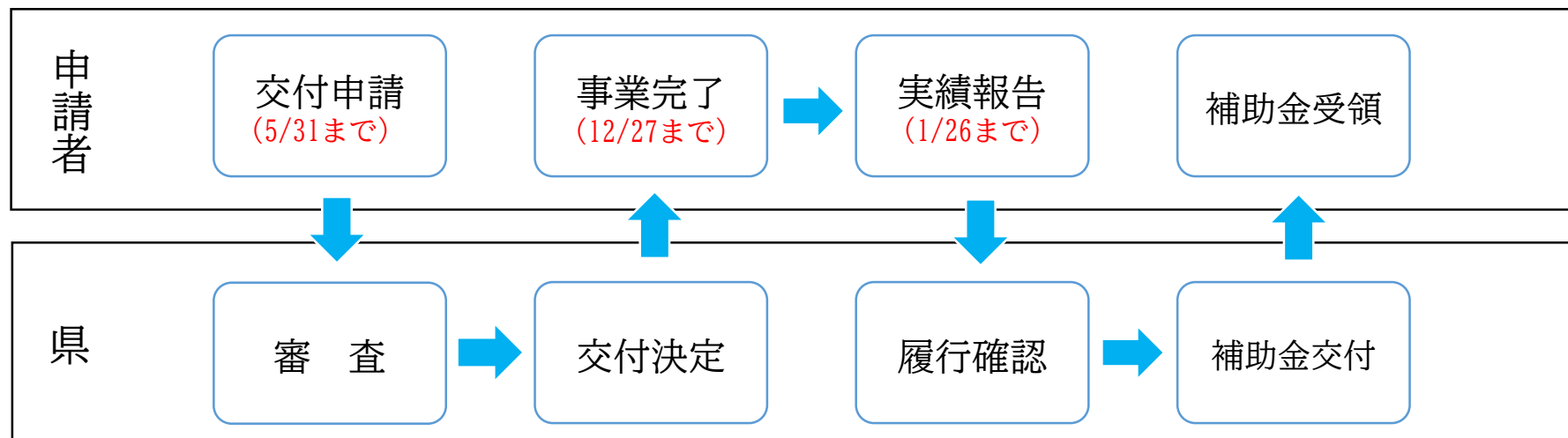
3. 対象施設

- ①広域型（定員30名以上）の特別養護老人ホーム
- ②広域型（定員30名以上）の介護老人保健施設
- ③広域型（定員30名以上）の介護医療院
- ④広域型（定員30名以上）の養護老人ホーム
- ⑤広域型（定員30名以上）の軽費老人ホーム
- ⑥短期入所生活介護事業所（地域密着型特別養護老人ホームに併設される事業所を除く）
- ⑦通所介護事業所（地域密着型、認知症対応型を除く）
- ⑧通所リハビリテーション事業所

※下記に該当する場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

- ・ 仙台市に所在する施設
- ・ 総合事業、基準該当、地域密着型施設、医療系サービスのみなし指定事業所
- ・ 市町村立の施設（指定管理の施設を含む）

4. 事業スケジュール



5. 採択方法

過去の補助実績や設備導入の費用対効果等、事業計画を総合的に評価を行い、予算の範囲内で採択事業者を決定します。

6. 申請にあたって

- 申請書は受付期間中に **1部を郵送により提出してください。**
- 申請は申請者本人が行ってください。
- **令和6年12月27日(金)までに事業完了**することが条件となります。

【問い合わせ先】

宮城県保健福祉部長寿社会政策課 施設支援班 (〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1)

電話：022-211-2549

E-mail：shoene-kaigo@pref.miyagi.lg.jp